

はいきぶつとうしよりてすうりょう ゆうりょう しよりぶくろ げんめん 廃棄物等処理手数料（有料ごみ処理袋）の減免について

くにたちし かてい かねん ふねん ようきほうそう だ ばあい し
国立市では、ご家庭から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「容器包装プラスチック」を出す場合、市の
してい ゆうりょう しよりぶくろ しょう い か げんめんたいしょうせたい かた
指定する有料ごみ処理袋を使用していただいておりますが、以下の減免対象世帯の方につい
ては、有料ごみ処理袋にかかる廃棄物等処理手数料を減免し、一定枚数の有料ごみ処理袋
の無料引換券を交付しています。

ちゅういじこう 【注意事項】

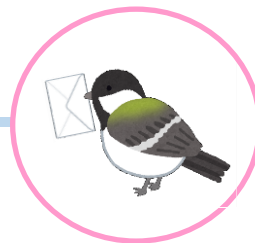
はいきぶつとうしよりてすうりょう げんめん ねんど しんせい ひつよう がつ よくとし がつ ねんど
廃棄物等処理手数料の減免は、年度ごとに申請が必要です。（9月～翌年8月で1年度）
せたいじょうきょう へんこうとう げんめんたいしょう ばあい
世帯状況の変更等によって、減免対象にならない場合がございます。
ぶくろ しんせい どうじ う と しんさ
ごみ袋は申請と同時に受け取れません。（審査があります。）

げんめんたいしょうせたい 1. 減免対象世帯



	たいしょう せたい 対象の世帯	りゅういてん 留意点	じょうけん 条件
ア	せいかつ ほご じゅきゆうせたい 生活保護受給 世帯	じゅきゆうしょうめいしょ しゅとくいにん 受給 証明書の取得委任がで き	—
イ	ちゅうごくざんりゆうほうじんとうしえんきゆうふじゅきゆうせたい 中国残留邦人等支援給付受給世帯	ゆうそうしんせい ばあい ます。（郵送 申請の場合のみ）	—
ウ	ろうれいふく しねんきんじゅきゆうしや せたい 老齢福祉年金受給者のいる世帯	たいしょうねん がつ にちいぜんう かた さい 大正 5年4月1日 以前生まれの方（110歳 いじょう たいしょう せいど 以上）を対象にした制度です。	ようけんがいうしや 要件該当者と同居して いる方全員が住民税非課税であること。 せいきい 生計を同じくして
エ	こくみねんきん いぞく き そねんきんじゅきゆうしや せたい 国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯	いぞくねんきん 遺族年金ではありません。	
オ	じどうふようてあてじゅきゆうしや せたい 児童扶養手当受給者のいる世帯	じどうてあて 児童手当ではありません。	
カ	とくべつじどうふようてあてじゅきゆうしや せたい 特別児童扶養手当受給者のいる世帯	—	
キ	しんたいしょうがいしやてちよう きゆう きゆう こうふ う 身体障害者 手帳(1級または2級)の交付を受けた かた せたい 方のいる世帯	しょうがいしや そうごうしえんほう もと しょ 障害者 総合支援法に基づく障 うがいふくし ほうもんけい 害福祉サービスのうち、訪問系 しきゆうけつていじかん つき サービスの支給決定時間が月 じかんいじょう せたい せたい 180時間以上ある世帯は、世帯 にんずう めいぶんふ しんせい 人数を1名分増やして申請でき ます。介助者の人数にかかわら いちめいぶん ず1名分です。	
ク	せいしんしょうがいしや ほけんふくしてちよう きゆう こうふ う 精神障害者 保健福祉手帳(1級)の交付を受けた かた せたい 方のいる世帯		
ケ	あい てちよう ど せたい 愛の手帳(1度または2度)の交付を受けた方のい る世帯		
コ	ようかいご にんてい う かた せたい 要介護(4または5)の認定を受けた方のいる世帯	—	

2. 申請手続



【必要書類等】

①	はいきぶつとうしりてすりょうげんめんしんせいしよ どうふう みずいろ ようし 廃棄物等処理手数料減免申請書（同封の水色の用紙）	しやくしよ びんりょきょうどぐち し 市役所ごみ減量課窓口、市のホームページからダウンロードすることも取得できます。
②	いんかん しんせいしよ きにゆう ととき しよう 印鑑（申請書を記入する時に使用します）	
③	たいしやうせたい 対象世帯	ひつようしやうい 必要書類
	ア せいかつほごじゅきゆうせたい 生活保護受給世帯	せいかつほごじゅきゆうしやうめいしよ 生活保護受給証明書
	イ ちゆうごくざんりゆうきゆうじんきゆうふくむたい 中国残留邦人等支援給付中世帯	しえんきゆうふじゅきゆうしやうめいしよ 支援給付受給証明書
	ウ ろうれいふくしねんきんきゆうしや せたい 老齢福祉年金受給者のいる世帯	ろうれいふくしねんきんしやうしよ 老齢福祉年金証書のコピー
	エ こくみんねんきんいぞくきそねんきんきゆうしや せたい 国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯	ねんきんがくいていつちしよ ねんきんふりこみつちしよ 年金額改定通知書（年金振込通知書）のコピー。該当者には6月上旬頃 にほんねんきんきこう そうふ 日本年金機構から送付されます。
	オ じどうふようであてじゅきゆうしや せたい 児童扶養手当受給者のいる世帯	じどうふようであてじゅきゆうしやうめいしよ 児童扶養手当受給証明書のコピー
	カ とくべつじどうふようであてじゅきゆうしや せたい 特別児童扶養手当受給者のいる世帯	とくべつじどうふようであてじゅきゆうしやうめいしよ 特別児童扶養手当受給証明書のコピー
	キ しんたいしやうがいしちやう きゆう きゆうこうふ う かた せたい 身体障害者手帳（1級または2級の交付を受けた方のいる世帯）	しんたいしやうがいしちやう 身体障害者手帳のコピー
④	ク せいしんしやうがほけふくしてちやう きゆう こうふ う かた せたい 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方のいる世帯	せいしんしやうがほけふくしてちやう 精神障害者 保健福祉手帳のコピー
	ケ あい てちやう ど こうふ う かた せたい 愛の手帳（1度または2度）の交付を受けた方のいる世帯	あい てちやう 愛の手帳のコピー
	コ ようかいご にんてい う かた せたい 要介護（4または5）の認定を受けた方のいる世帯	かいごほけんひげんしやしやう 介護保険被保険者証のコピー
	④ ひかぜいしやうめいしよ かた ねんどちゆうてんにゆう かた ひつよう 非課税証明書（ウ～コの方で年度途中転入の方は必要です。）	

【生活保護受給証明書の取得委任】（窓口で申請される方は取得委任できません。）

ア・イに該当する方で、郵送申請を希望しており、受給証明書の取得を委任したい場合は、
①か②のいずれかの方法で委任してください。

①申請書の余白に下記の通り記入し署名又は捺印する。

生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。国立 太郎



②委任状を添付する。

委任状の必要事項：①「委任状」②「日付（年月日）」③宛先「国立市長」④本人の「住所」⑤「氏名」
⑥「印」⑦「連絡先（電話番号）」⑧「私は、市役所に行つて生活保護受給証明書の取得
することが困難なため、生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。」

【申請先】 市役所 生活環境部 ごみ減量課（郵送可）（住所は4頁参照）

【申請期限】 令和8年7月21日（火）必着 期日までの申請に協力をお願いします。

委任状

今般 年 月 日

国立市長殿

住所 _____

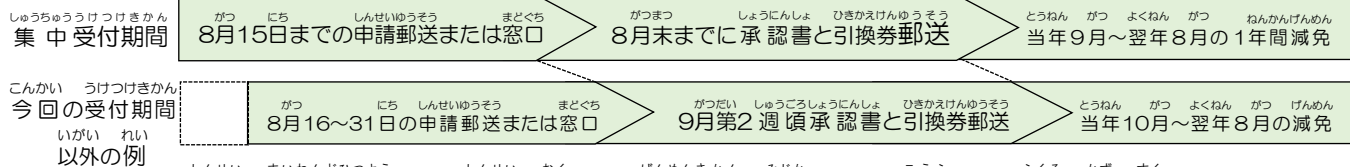
氏名 _____

通称名 _____

私は、市役所に行つて生活保護受給証明書を取得することが困難なため、生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。

【減免期間】

申請書の裏と下図を参考にしてください。



申請は毎年度必要です。申請が遅れると減免期間が短くなり、交付される袋の数が少なくなります。

3. 記入例

【①申請者欄】ウ～コの方は各手帳、要介護受給者の氏名を記入してください。



国立市長 殿

令和8年 6月15日

申請者

住所 国立市 富士見台2丁目47番地の1

氏名 国立 太郎

電話 042-576-2111

【ウ～コの方】要件該当者と同居していて、生計を同じくしている方全員が住民税非課税であることが条件です。住民票の世帯分離をしていますが、親族が同一の家屋に起居している場合には、例外を除きこれらの親族は生計を同一とする家族とみなされます。（例外：2世帯住宅（条件有り）で申立書を提出して認められた場合）

【②世帯構成欄】

氏名欄・・・申請者を含む、現に同じ住所に同居する全ての方を記入してください。

キ・ク・ケに該当する世帯で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち訪問系サービスの支給決定時間が月180時間以上ある世帯は、世帯人数を1名分増やして申請できます。「障害福祉サービス」と記入してください。

No.	氏名	生年月日	令和7年度市町村民税の課税状況	同意欄（※下記参照）
			令和7年1月1日の住所地	自署による署名又は捺印
1	くにたち たろう （申請者） 国立 太郎	大正 昭和 42年 1月 1日	□課税・ ☒ 非課税 ☒ 国立市・□（ ）	国立 太郎
2	くにたち はなこ 国立 花子	大正 昭和 42年 8月 1日	□課税・ ☒ 非課税 ☒ 国立市・□（ ）	国立 花子
3	（ふりがな） 障害福祉サービス	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	□課税・□非課税 □国立市・□（ ）	印

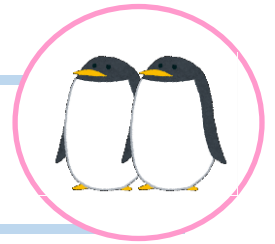
住所地欄・・・当該年度の1月1日住所が国立市以外の市区町村である場合、その方の当該年度の市区町村民税非課税証明書（コピー可）の添付が必要となります。

同意欄・・・減免認定のため世帯状況及び課税状況を公簿で確認することについて同意する場合は、同意欄に一人ずつ自署により署名又は捺印して下さい。署名又は捺印がない場合は、その方の住民票及び当該年度の市区町村民税非課税証明書（コピー可）の添付が必要となります。

【③申請理由】 該当する要件と、添付書類を確認いただき、□にチェックしてください。

該当要件	確認書類
☒ ア.生活保護受給世帯	☒ 生活保護受給証明書

4. 減免枚数 ・・・ 申請書の裏をご覧ください。



5. 代理の方が申請書を提出する場合

代理の方（申請者以外の方）が窓口で申請書を出される場合、必ず下記のものの原本（コピー不可）をお持ちください。また、期限のあるものは期限内のものに限ります。

・「**代理人の本人確認書類1点**」（運転免許証・マイナンバーカード・各種保険証・年金手帳など）

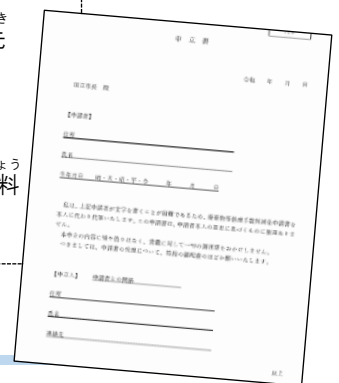
6. 代筆の場合

申立書の用紙はごみ減量課窓口にもあります。

必ず代筆の申立書を添付してください。なお、同意欄は代筆することはできません。

申立書に様式はありません。次の項目を用紙に記入してください。

- | | |
|--|---------------------|
| ①宛先（国立市長） | ⑤申立人（代筆者）の住所、氏名、連絡先 |
| ②申請日 | ⑥申請者との関係 |
| ③申請者の住所、氏名、生年月日 | |
| ④申立理由（例：私は、上記申請者が文字を書くことが困難であるため、廃棄物等処理手数料減免申請書を本人同意の上、代筆します。） | |



7. 郵送の注意事項

市役所の他課が発行している他課宛の料金後納郵便封筒は使用できません。ご自身で封筒をご準備いただき、**切手を貼って（110円）**送付してください。また他課宛の郵便物と一緒に送ることはできません。

郵送で申請された方から、到着確認の問い合わせをいただいても、お答えはできません。

さいごにチェック！



おな じゅうしょ す すべて
同じ住所に住む全ての
ひと しのめい きにゅう
人の氏名が記入されて
いますか？

てんぷしゅるい わすれずに



どういらん しょうめい
同意欄に署名または
捺印されていますか？

【郵送先・問い合わせ先】〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1
国立市 生活環境部 ごみ減量課 <清掃係直通電話042-576-2119>